軍艦千嶋遭難弔慰義金

帝國軍艦千嶋は去月三十日不幸にも英船ラヴェンナの衝突する所となり伊豫國堀江沖に沈没し艦船の所在さへ明かならず乘組員九十名中萬死に一生を得たるものは僅かに二十名に達せず此生存者も悉く負傷して今尚ほ治療中なりと云ふ乘組艦員は佛國解纜後疾風怒濤の間に辛苦するゝこと數日にして横濱港に歸着せんとするに際し圖らずも此の難に遭ふ其不幸實に惨ひに堪へざるなり僅々七百噸の小艦體を以て印度洋の風濤を冒し既に長崎港に歸着したるを各國軍人の稱賛して措かざる所なりしに一朝不幸此難に罹り生きて其名譽を享くるゝこと能はず其遺憾思ふべし此變報一たび時事新報に現はれてより讀者頻りに書を寄せて義金募集の事を本社に勧告せらる同胞の至情誠に然るべき事なり依て本社は日本海員救濟會と謀り廣く義金を世間に募り此不幸なる遭難者を弔慰せんとす大方の君子多少の資を投じて本社の事を賛助せられんみと切望に堪へず

（一）義捐金一口十錢以上とし本社に達したる分は新報紙上に掲載して金員受領の證とす

（二）義捐金募集は本月三十一日迄を限る

二十五年十二月六日　時事新報社

時事新報

傳染病の豫防を如何せん（一昨日の續）

前段に論ぜし如く傳染病豫防の方法を講究するは國家の要務なり一日も之を輕忽に付すべきものに非ず故に我輩は已に學理上より論案を下し漢法醫道は果して此豫防法の實行に害ありとの事實を推究せり果して然らば更に情實を顧るみるなく斷然之を廢止すべきは勿論なり今や西洋の學者は天地の原理を發見し其力の盛大なるみと世界の到る處に敵なく或は蒸氣機關となりて鐵纜を海上に走らし列車を陸上に飛ばし或は電燈となりて晴花を照し或は電信となりて千萬里外の音信を通ず醫事も亦此原理に基き病論は月に高尚に進み日に微妙に進歩し傳染病毒たる黴菌を發見して之を培養し動物試驗に由て遂に人身に及ぼし以て其病を未發に防止するの佳境に達せり文明學術の進歩も亦樂しからずや我國の醫事衛生は斯の如く開明の域内に進み入らんとするも亦一方より世間の狀態を觀察するに漢法醫道の我國に行はるゝみと數百年の久しきに渉りたるが故に人の之を見るは猶宗教に於るが如く未だ佛の有難き所以を知らずして佛像を見れば先づ之を拜むと齊しく病に罹れば漢法醫道の何たるを知らずして容易に其藥を服して更に疑ふ所なし並し千古の習慣にして愚夫愚婦の迷夢未だ覺めざるのみ固より怪しむに足されども獨り疑ふべきは世の學者士君子にして常に能く天下國家を談ずるも醫事に至りては全く無學にして曾て實理と空理とを識別するの智力なく偶ま病に罹れば惑溺百出彼の愚夫愚婦と相距るゝこと遠からざる者あるは何ぞ怪む事勿れ其人は理學的の思想に乏しきが爲めに眞理の味を嘗ざるの罪のみ蓋し俗間の實況は此の如く殺なるも術生の要務は彼の如く急なるが故に我輩は一刀兩斷以て漢法醫道を廢止せんみとを欲する者なれども或は今日直に之を實行し難きの事情もあらば或る年限の猶豫をも試政府は其素志に基き之が廢止令を發して可なり何となれば政府は明治の初年に於て已に漢法醫道の世に無用なるを明知せしが故に明治九年一月に當り醫術開業の試驗科目を定め苟も文明醫學の大意を解し得たる者に非ざれば新に開業するみとを許さゞるの法律を規定せられたればなり我輩は當時に在て思へらく此試驗法を實行するに於ては凡そ明治二十年以後には我國内に全く漢法醫の跡を絶つに至るならんと國家文運の隆盛を喜び同志と共に祝意を表せしみとありしが何ぞ圖らん明治十五年に及び醫師の子弟にして二十五歳以上の者に試驗を要せず免狀を下附するに至らんとは是れ何等の理由ありて然りしや恐くは已むを得ざるの情實に制せられ事ゝに出たるならんと雖も今日より之を觀れば誰か當局者の失策に非ずと云ふを得んや之が爲め將さに瓦滅に歸せんとしたる漢法醫をして更に新に二千餘名を增加するの不幸に遭遇せり右の次第なるが故に縱令ひ新に開業する者は試驗及第者に限るとも雖も若し此廢止令を發するの運に至らざれば今後尚幾十年の久しき傳染病豫防の不完全なるに滿足せざるを得ず誠に堪へ難き次第と云ふべし元來我政府の明決果斷なる已に廢藩置縣の如き又は廢刀令の如き頗る至難なる政務の改良を斷行せられたり豈區々たる漢法醫道を廢止するに於て優柔不斷徒らに日を空ふするの理あらんや然るに近ろ聞く所に據れば全國の漢法醫師相結で帝國醫會なるものを創設し此一團體より皇漢醫道の繼續を衆議院に請願せりと抑も今日の國會議員にして漢法醫道の世に無用なるを知らざる者あらんや故に該請願を棄却するは固より其本心なるべしと雖も或は撰擧區民の歎心を失はんみとを恐るゝにや將た他に原因あり存ずるにや我輩の知らざる所なれども請願の贊成者は已に過半數に達せりと傳ふる者あり果して然らば議員諸氏は笑を千載の下に遺すも敢て之を願みるに遑なく該案をして或は貴衆兩院を通過せしむるも亦未だ知る可らず若しも然るときは政府は如何なる處置に出るやを我輩の豫知する所に非ざれども恐くは所謂る握り潰しの策に出るならん何となれば政府の素志は已に述たるか如く漢法醫道をして自滅せしむるに在り而して議員諸氏の本心に訴ふれば決して此醫道を育ふ者に非ざるは事理に於て明白なれば此に由て之を觀れば縱令ひ我輩の主張する彼の廢止令は又もや情實に制せられて發布するを得ざるみとあるも漢法醫道の運命は最早顚ひに足らざるを知るへきのみ蓋し漢醫者流は僅に世の愚夫愚婦と學理的の思想なき人物とを賺して以て自家醫道の權利を維持し以て一旗幟を立んとするも文明學術の力は至大至盛にして天下を風靡するが故に早晩廢滅に歸するは自然の勢なれはなり我輩は傳染病豫防の國家的要務たるを認むる故に學理上より論じて遂に漢法醫道の廢止に及び忌憚なく之を攻擊したりと雖も漢醫と洋醫と治療上に巧拙あるが爲めに非ず或は西洋家の治療に由て治せざる患者も漢法醫の藥を服して偶然に治するみともあらん或は又漢洋兩醫の治療に由て其功なし只佛像を拜するのみに由て病の治するみともあらん是れ即ち愚人の惑を起す所謂なれども我輩は只醫家取る所の主義は文明の學理に在るや將た無稽の空論に止まるやを穿鑿するに過ぎざるのみ愛に本論の局を結ぶに臨み特に漢法醫諸氏に一言せん若し諸氏にして飄然其志を改めて文明の學理に從ひて傳染病の豫防に從事せらるゝに於ては敢て學術の深淺巧拙を問ふにあらず又縱令ひ草根木皮を以て患者を治療するも妨なし我輩は諸氏を衛生家として尊重せんのみ諸氏幸に國家の爲め猛省せられよ（完結）

官報

○勅令

朕德嶋縣會解散ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十五年十二月十日

内務大臣伯爵井上馨

勅令第百十一號

府縣制第八十九條第一項ニ依リ德嶋縣會ヲ解散ス

勅令第百十一號參照

法律第三十五號府縣制（明治二十三年五月十七日ノ抄錄）

第八十九條　府縣會ノ解散ハ勅令ヲ以テス此場合ニ於テハ三箇月以内ニ議員ヲ改選スヘシ

前項所敢ノ場合ニ於テハ名譽職參事會員モ亦解職スルモノトス

府縣會解散ノ後改選結了ニ至ル迄ノ間急施ノ要スル事件アルトキハ府縣知事ハ專決處分スルコトヲ得

前項ノ處分ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ報告スヘシ

○内務省告示第四十九號

明治十八年第六號告示國道表第三十六號線路中延岡、富高間ニ土々呂ヲ加フ

明治二十五年十二月十二日　内務大臣伯爵井上馨

○警察令第二十六號

牛疫豫防ニ關スル事項左ノ通相定ム若シ之ヲ犯シタル者ハ明治二十三年勅令第二百八號ニ依リ二圓以上十圓以下ノ罰金ニ處ス但本令ハ發布ノ當日ヨリ施行ス

明治二十五年十二月十二日　警視總監園田安賢

一　左ノ地方ヲ發シ若クハ同地方ヲ通過シタル生牛羊豚ノ輸入ヲ停止ス

京都府　大阪府　神奈川縣　兵庫縣　長崎縣　奈良縣

三重縣　滋賀縣　岡山縣　廣島縣　山口縣　和歌山縣

德島縣　愛媛縣　鹿兒島縣　大分縣

二　前項ノ場合以外ノ地方ヨリ輸入スル生牛羊豚ノ雜毛屋原郡大井村立會川及北豆ニ伊豆七嶋ニ乘入ルコトヲ得ス但汽車積込ノ便通過スルカ又ハ荒川筋江戸川筋ノ舟行ヲ取ルハ此限ニアラス

三　生皮ノ輸入スルモノハ左ノ手續ニ從フヘシ

一　生牛羊豚ノ生皮生肉ヲ輸入スルモノハ其都度所轄警察署ニ屆出二十四時間以上石灰乳ニ浸漬スヘシ

二　生肉ハ之ヲ屋外ニ放置シタル場所及其印及屠殺ノ節檢査ヲ受ケタル證書並ニ警察官ノ證明書ヲ添ヘ區役所出張官吏ノ檢査ヲ受ケタルモノ

警察令第二十六號參照

勅令第二百八號（明治二十三年九月十八日）抄錄

第二條　地方長官及警視總監ハ其ノ發スル所ノ命令ニ十圓以内ノ罰金若ハ拘留ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

時事新報

○檢定延期質問に對する、文部大臣の答辨

過般衆議院議員清水文二郎氏は文部省訓令第八號教科書檢定延期に就き質問書を提出したるに之に對する文部大臣の答辨は左の如し

明治二十四年十月七日文部省普通學務局長をして自今小學校修身教科用圖書を檢定すべきみとなし通牒せしめたるは敢て直に之を採定せしめんとする旨趣にあらず故に當時之が說明に於て適當なる檢定濟の圖書の世に出るを待て採定すべき旨を明記し尚ほ本年五月二日小學校教科用圖書の職に關し善良なる圖書を擇ふみと教育上緊要に付適當なる圖書の世に出づるを待て充分に審査を遂げたる上採定すべき旨を通牒せしめ以て急遽に教科用圖書を採定すべからざる旨趣を明かにせり而して本年十月文部省訓令第八號は該訓令中に明記せるが如く可成多數の圖書中に就き最も善良なるものを撰擇せしむるが爲めに發布したるものにして上來の趣旨と相悖るみとなし畢竟僅有に最も重ぜざるべからざるを以て其教科用圖書も亦素に採定を愼重にせしめんと求るに外ならざるなり

教科用圖書は教育上經濟上重要の關係を有するを以て一旦採定したる上は容易に更定すべからず故に假用等何等の名義を問はず教育上經濟上不利益なる處置は之を許さゞる精神なり

右及答辨候也

明治二十五年十二月

（參照一）小學校修身教科書採定方

道縣長官府縣知事へ通牒（明治二十五年五月十日）

小學校の修身科には教科用圖書を採定せざるべからず

學官より御通牒に及び區候處有は

都大臣の命に依り此段及御通牒候

道て本文採定の圖書は文部省の

有之候條爲念申添候也

（參照二）

前通牒の書時地方教務官へ與へ

從來小學校修身科の教授は明治

明記せるが如く內外古今人士の

範となり兒童をして感化せ

の教科書を用ひずして專ら

共に高く其育成くる所なり身を

容易に望むべからざるなり抑も修

履行して模範となるべきは勿論

は教員各其價する所に群にして他

德の金體を盡さず吾一に至り

に勅語の目趣に基き人道實踐の

後、前述の區なからしめ教員

を用ふるが爲めに師範を主とし

ことを要す本通牒の目趣此の如

身教科書之を除なるを以て地

之を採用すべきものとす

（參照三）

小學校教科用圖書の儀に關し

（通牒（明治二十五年五月二日

小學教科用圖書の儀に關しては

教則大綱の目趣に適合すべき筈

相有る市場なる圖書の世に出づる

に配當し其配當し難きものは採用

られ候樣御取計相成度旨從來

者書に候（ぱ）敏を限りて採定

授する所の教科用の教科書に候

定を經たる圖書に關する採定相成

及御通牒候也

○グリヴランド氏

せし米國のクリヴランド氏

ラト黨の儘したる大勝利

も四月迄には關稅改正案

しよしなればマッキンレ

べからずとは近着の通信

○新潟縣會の騷擾

十分に開會せしに議員

し當議長大瀧傳十郎氏

議員諸氏の本心に訴ふ

の如き建議を提出した

緊急建議

本會議員稻岡嘉七郎及

須田勝十郎須藤時俊（

決定書を上ぶ

岡嘉七郎・堀川信一郎佐

郎池野泉平の川名は

嘱なるを以て

す此段建議す

明治廿五年十二月

右に付て調査せんとする

員佐藤吉一郎氏は予が

るは以八月にして判決

とに返濟せば不可なし

るものゝ中には其議

が議員船橋資則氏は

して暴漢のために

題外と呼ぶものゝ

罵々已まざりしが議長は

瞞氏は其理由なしとして

更科某をして引き

せりと叫ぶもあれば卓上

わり傍聽人も亦之に和